

平成 25 年 3 月 22 日

建設工事等登録業者の皆様へ

佐世保市契約監理室契約課

平成 25 年度入札制度の一部改正について（お知らせ）

平成 25 年度から格付け等級区分など入札制度について、下記のとおり一部改正することといたしましたのでお知らせします。

1 4 月 1 日から平成 25 年度格付けで運用します【建設工事】

格付期間：平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで（年間固定）

なお、平成 25 年 3 月 31 日時点で、佐世保市に提出済みの経営規模等評価結果通知書・総合
評定値通知書の総合評定値に主観点を加えた総合点数で格付けしますが、その際、審査基準日
から 1 年 7 ヶ月経過している方は仮格付に留まり、必要書類が提出された時点で再度格付しな
おします。

2 格付け等級区分が変更になります（発注基準額は変更ありません）【建設工事】

土木、建築、電気、建築管、水道管、舗装及び塗装について格付を行っていますが、工事の
発注予定等を踏まえて、平成 25 年度は格付け等級区分を次のように改正します。

なお、各工種の発注基準額については変更ありません。

【格付け等級区分】※網掛け部が変更箇所です。

工種	格付け区分		平均完成工事高	技術者 (*1)	許可区分
	等級	総合点数			
土木	A	860 点以上	2,000 万円以上	3 人以上	—
	B	690 点～859 点	500 万円以上	—	—
	C	689 点以下	—	—	—
建築	A	700 点以上	6,000 万円以上	3 人以上	特定
	B	640 点～699 点	1,000 万円以上	—	—
	C	639 点以下	—	—	—
電気	A	630 点以上	1,000 万円以上	—	—
	B	629 点以下	—	—	—
建築管	A	610 点以上	1,000 万円以上	—	—
	B	609 点以下	—	—	—

水道管	A	670 点以上	1,000 万円以上	—	—
	B	550 点～669 点	300 万円以上	—	—
	C	549 点以下	—	—	—
舗装	A	900 点以上	200 万円以上	—	—
	B	899 点以下	—	—	—
塗装	A	560 点以上	1,000 万円以上	—	—
	B	559 点以下	—	—	—

(*1) 技術者のうち、建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者が 2 名以上のこと

3 下請代金等の未払い業者に対する入札参加規制について【建設工事／建設コンサル】

佐世保市では平成 21 年 3 月から建設工事の最低制限価格の引き上げ、平成 22 年 4 月から建設コンサルタント業務の最低制限価格の導入を行い、元請負業者の適正な利益を確保する事により、工事品質の向上・安全管理等の徹底を図っています。このような中、下請代金等の支払い遅延を行うことは、優良な下請け業者が安心して市発注の建設工事及び建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の下請けとなることができないため、下請代金等の未払い業者に対して、市発注の建設工事等において入札参加規制を行います。また、国税・地方税等を納付せず、滞納処分の執行を受けた者についても入札参加規制を行います。

(1) 下請代金等とは

- ① 請負業者から請負った建設工事等において、契約書等に定める期限までに支払われるべき下請代金及び資材等の代金
- ② 納付期限を経過した国税、地方税及びその他の公課

(2) 対象者及び入札参加規制期間

本市の建設工事等の入札参加資格を有する者で、以下の項目に該当した者について、入札参加規制の通知を行います。

- ① 裁判所から下請代金等に関して支払督促又は債権差押命令の判決の事実を知った日
- ② 国税、地方税及びその他の公課について、滞納処分の執行を受けたことを知った日

なお、入札参加規制の期間は、入札参加規制を通知した日の翌日から下請代金等の未払いが解消した事を確認し、市が入札参加規制の解除を通知した日までとします。

(3) 対象者の範囲

下請代金等の未払いについては、本市発注の建設工事等に限らず、国・他の地方公共団体及び民間の発注工事についても対応するものとし、未払い業者が、佐世保市建設工事等入札参加資格を有する者であれば、入札参加規制の対象とします。

(5) 入札参加規制の対象案件

本市が発注する建設工事等の全ての入札案件について入札参加規制を行います。

4 配置技術者の資格確認について【建設工事／建設コンサル】

現在、契約締結時に提出していただいている「現場代理人等決定（変更）通知書」の配置技術者について、下記のとおり関係書類を添付していただき、資格確認を行うこととしますので、「現場代理人等決定（変更）通知書」と併せて、次の書類を提出してください。

なお、建築士を配置技術者とする場合は、建築士免許証の原本確認を行うこととしますので、契約書提出時に持参をお願いします。

①監理技術者を配置する場合

- ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し

②主任技術者を配置する場合

次のいずれかの書類を提出してください。

- ・資格証明書等の写し（国家資格を有する技術者の場合）
- ・実務経験証明書（実務経験による技術者の場合）
- ・建築士免許証等の原本（建築士を配置する場合）※確認後その場で返却します

※ なお、雇用関係の確認については、これまでどおり現場代理人及び配置技術者が請負業者の従業員又は役員であることが確認できる書類の提出が必要です。

○実施時期

平成25年4月1日以降に契約する案件から適用します。

5 制限付き一般競争入札における指名停止または指名除外期間中の者の入札参加制限の見直しについて【建設工事】

制限付き一般競争入札において、現在入札に参加できない条件として規定している指名停止または指名除外を受けている者の参加制限について、下記のとおり条件を変更することとします。

【現行】

佐世保市工事請負契約等に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止の措置または佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外の措置を現在受けている者。

【改正後】

公告日から落札決定日までの間に、佐世保市工事請負契約等に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止の措置または佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外の措置を受けている期間がある者。

○実施時期

平成25年4月1日以降に公告する案件から適用します。

6 学校校舎の耐震（建築）工事における制限付き一般競争入札の実施について【建設工事】

平成24年度同様、指名競争入札の対象となる学校校舎の耐震（建築）工事において、技術力確保の観点からその一部について、制限付き一般競争入札にて実施します。

7 主観点を考慮した指名競争入札の一部実施について【建設工事】

平成 24 年度同様、主観点が一定点数以上の者を指名選定対象とした案件を全体の発注件数等を考慮しながら、一部試行的に実施します。

以 上

契約課（工事担当）

TEL：0956-24-1111（内線 3202～3204）

FAX：0956-25-9624

E-mail：keiyak@city.sasebo.lg.jp